

令和5年度 事業決算報告書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

公益財団法人 亀岡市福祉事業団

目 次

法人概要	- 1 -
事業実施状況	- 5 -
総括事項	- 5 -
福祉事業(公益事業1)	- 6 -
施設管理及び施設貸与事業(公益事業2)	- 14 -
施設貸与(非公益)事業(収益事業)	- 15 -
実施事業活動状況及び登録グループ一覧	- 16 -
施設の利用状況及び稼働率	- 26 -
貸借対照表	- 28 -
正味財産増減計算書	- 29 -
正味財産増減計算書内訳表	- 33 -
財務諸表に対する注記	- 36 -
附属明細書	- 37 -
財産目録	- 38 -

令和5年度事業報告

1 法人概要

(1) 設立年月日

昭和57年11月1日 設立
昭和58年 2月1日 財団法人移行
平成25年 4月1日 公益財団法人移行

(2) 設立経過

昭和57年3月に「福祉都市宣言」を行った亀岡市が、市民福祉の活動拠点として「亀岡市総合福祉センター」を建設し、昭和57年9月30日に完成しました。亀岡市福祉事業団は、その管理運営を行う法人として設立された市の外郭団体であり、総合福祉センターの設置目的実現のため、市と連携して公共サービスの提供を担ってきました。

(3) 定款に定める目的

障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に寄与すること。

(4) 定款に定める事業内容

- ① 障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流の促進等に関する各種講座やセミナー、相談等の事業
- ② 障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の主体的な福祉活動の促進に関する指導・助言事業
- ③ 亀岡市総合福祉センター管理運営に関する事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(5) 主たる事務所

京都府亀岡市内丸町45番地の1

(6) 役員等に関する事項 (令和6年3月31日現在)

①評議員

役職	氏名	就任年月日
評議員	美馬 克次	平成 25 年 4 月 1 日
評議員	桂 喜久子	平成 28 年 6 月 2 日
評議員	和田 茂明	平成 28 年 6 月 2 日
評議員	稲村 智子	令和 3 年 5 月 28 日
評議員	栗山 明子	令和 3 年 5 月 28 日
評議員	田端 京子	令和 3 年 4 月 9 日

②理事、監事

役職	氏名	就任年月日
理事長	沼津 雅子	平成 28 年 4 月 1 日
常務理事	吉田 恵	令和 3 年 4 月 1 日
理事	井手口 温美	令和 4 年 6 月 3 日
理事	俣野 健二	平成 25 年 4 月 1 日
理事	小寺 邦明	平成 28 年 6 月 2 日
理事	亀井 鶴子	令和 5 年 4 月 12 日
監事	谷口 晃一	令和 4 年 4 月 14 日
監事	野々村 寿良	令和 5 年 4 月 12 日

(7) 職員に関する事項 (令和6年3月31日現在)

区分	職員数	備考
館長 (常務理事兼総務課長事務取扱)	1名	
主幹、主査、主事	4名	
再雇用職員	2名	
計	7名	

(8) 会議及び議決事項

① 評議員会

開催日	議案番号	件名	議決年月日
臨時 (令和5年4月12日)	第1号	理事の選任について	令和5年4月12日
	第2号	監事の選任について	
定時 (令和5年6月5日)	第1号	令和4年度事業報告及び決算について	令和5年6月5日

② 理事会

開催日	議案番号	件名	議決年月日
書面 (令和5年4月1日)	第1号	理事候補者の選定について	令和5年4月1日
	第2号	監事候補者の選定について	
	第3号	課長事務取扱の任免について	
第1回 (令和5年5月18日)	第1号	令和4年度事業報告及び決算について	令和5年5月18日
	第2号	令和5年度定時評議員会の開催について	
書面 (令和5年8月7日)	第1号	亀岡市総合福祉センターの指定管理者への申請について	令和5年8月10日

開 催 日	議案番号	件 名	議決年月日
第 2 回 (令和 6 年 3 月 25 日)	第 1 号	令和 5 年度補正予算 (第 1 号) について	令和 6 年 3 月 25 日
	第 2 号	令和 6 年度事業計画について	
	第 3 号	令和 6 年度収入支出予算について	
	第 4 号	令和 6 年度臨時評議員会の開催について	

2 事業実施状況

(1) 総括事項

公益財団法人亀岡市福祉事業団は定款に基づき、令和5年度も公益財団法人としての運営体制の強化と定款に定める目的の達成と事業の充実に努めてまいりました。結果、当該年度の公益目的事業比率は77.1%（前年度74.5%）となりました。

さらに当事業団は亀岡市から総合福祉センターの指定管理者として指定を受けており、令和5年度はその最終年となります。引き続き指定管理者として指定を受けられるよう当該施設の管理とともに、総合福祉センターを構成する障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家、勤労青少年ホームの各事業についての業務委託に加え、事業団の自主事業として交流事業や働く女性の家自主事業の取り組みも併せて実施しました。

令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行され、利用件数、利用人数、利用料金及び稼働率がコロナ前の状況へと徐々に回復しています。

今後も引き続き、公益財団法人として、その設立趣旨に則り、市民の生きがい・健康づくりにつながる学習機会の提供、主体的な市民活動への支援などに積極的に取り組み、市民福祉の向上に努めてまいります。

①総合福祉センターの概要

名称	亀岡市総合福祉センター	
所在地	亀岡市内丸町45番地の1	
建物概要	鉄筋コンクリート造4階建一部2階建 敷地面積 1,696.75 m ² 、延床面積 2,985.92 m ²	
施設構成	1階	コミュニティホール、情報コーナー、会議室、集会室、訓練室、事務室
	2階	教養娯楽室、会議室、団体事務室、録音室
	3階	会議室、講習室、和室、料理実習室、託児室、相談室、談話室
	4階	音楽室、集会室、講習室、軽運動室、団体事務室、娯楽談話室
開館時間	午前9時から午後10時まで	
休館日	火曜日、祝日法による休日、年末年始（12月29日～1月3日）	
現指定管理期間	令和2年4月1日～令和6年3月31日	

②最近5年間の総合福祉センターの利用状況

(単位：件、人、円、%)

年度	利用件数	利用人数	利用料金	稼働率
令和元年度	5,724	59,539	2,402,532	32.14
令和2年度	3,936	30,355	1,939,990	23.43
令和3年度	3,836	29,873	1,893,250	23.20
令和4年度	4,777	41,938	2,461,782	30.12
令和5年度	5,065	44,151	2,532,036	32.71

※稼働率は貸与対象の部屋のみの率

(2) 福祉事業 (公益事業1)

① 障害者福祉事業 (障害者福祉センター)

障害者福祉センターでは、『障害者総合支援法』に基づき、障がい者が住みなれた地域で暮らすことのできる自立と共生の社会の実現を総合的に支援するため、意思疎通支援事業、生活訓練事業、社会参加促進事業等を実施しました。

意思疎通支援事業としては、意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)派遣事業、奉仕員養成講座、実践講座を実施しました。

中でも意思疎通支援者派遣事業は、平成30年4月1日に施行された「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」にあるコミュニケーション支援及び情報保障として意思疎通支援者の派遣業務を実施しています。手話通訳者の派遣業務は担当職員及び登録手話通訳者で対応しており、令和5年度実績は、派遣件数650件、(対前年度比3.3%減)、延べ派遣人数1,004人(同1.4%減)、延べ所要時間は1,722.5時間(同5.1%増)となっています。件数と派遣人数が減となったのは、担当職員が1名減となったためです。また、要約筆記の派遣業務については、登録要約筆記者及び職員で、令和5年度実績は、派遣件数119件(同19.0%増)、延べ派遣人数238人(同10.7%増)、延べ所要時間数551.5時間(同19.5%増)となっています。新型コロナウイルス感染症対策のため、縮小されていた催しや事業などの派遣依頼が昨年度よりも増え、催しの平均開催時間も長くなりました。マスクも任意着用となる会場等が増え、手話通訳場面では顔の表情などが見えるようになりましたが、病院などではまだ必要のため、透明マスクを使用して対処しました。手話通訳の派遣の内容としては、情報提供・生活訓練講座などの

障害者福祉センター事業や当事者が参画する会議・集会などへの派遣、次いで個々の暮らしに関わる医療や健康など生活面での通訳が多く、これらで全体の90%を占めています。通訳派遣時間数は、昨年度と比べると増加し、コロナ禍以前に戻りつつあります。

派遣対象者の高齢化により60歳以上の人への派遣が全体の81.0%（うち75歳以上30.2%）となっており、コロナ禍で外出を控えた、健康面で体力の低下など不安を抱えることもあり、社会参加の幅が狭まってきています。盲ろう者への触手話派遣は10%増となっており、コロナ禍の出控えから抜け、盲ろう者の外出支援制度などを利用し始めましたが、意欲や体力面で減退が見られました。また、要約筆記者の派遣は、講演会などの集会場面のパソコン要約派遣が昨年度に引き続き増加しています。

奉仕員養成講座としては、手話の入門や基礎、ステップアップの講座、手話通訳者・要約筆記者の現任研修などレベルに応じた講座を開催しました。令和5年度講座の内容については、カリキュラムに基づく講義とともに、歌や童謡などの題材、当事者への理解を深める内容を盛り込むなどの工夫を取り入れて実施しました。令和5年度の実績は、手話関連講座（現任研修含む）は、延べ120回で、1,231人、要約筆記関連講座（現任研修含む）は、延べ28回で、177人でした。要約筆記者養成講座については最低開催人数に達せず、要約筆記体験広場を開催し、令和6年度の当該養成講座につなぐための啓発講座としました。また、コロナ禍で中止となっていたパソコン要約筆記の自主演習の場として、働く女性の家「なつかしの歌声広場」での実習を再開し、文字のあげ方や互いの連携のやり方などを学習しました。手話講座終了後には、手話サークルに入会するなど自主的に学びを深めたり、日常生活で当事者との実践を重ねたりする受講者も見受けられました。

意思疎通支援者の受験資格を得るには、亀岡市手話奉仕員養成講座・要約筆記奉仕員養成講座を受講後に、府内2か所で開催される京都府手話通訳者養成講座（3年間）・要約筆記者養成講座（1年間）を修了し、その後統一試験を受けることとなります。また合格率も低いことから、新たな支援者の人材確保が厳しい状況となっています。今年度、亀岡市から京都府手話通訳者・要約筆記者の合格者はありませんでした。しかしながら、令和5年度の手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に亀岡市登録の通訳者が1名合格されたとの報告を受けています。当該試験は全国で1,041名が受験し、合格者が127名（合格率12.2%）で京都府からは4名（京都市2名、亀岡市1名、向日市1名）が合格されました。

住みなれた地域で、聴覚障がい者に対して、簡単な手話や筆談で対応できる人たちの人材養成を拡充し、さらに未就学高齢ろう者への手話通訳、盲ろう者への触手話通訳、集会

等での情報保障を担うパソコン要約筆記者など、高度な技術を要する登録意思疎通支援者の現任研修事業の充実が不可欠と考えます。

生活訓練事業、社会参加促進事業としては、生活訓練・家事訓練など日常生活に不可欠な動作の維持・改善のため作業療法を兼ねた各種講座事業やスポーツ普及事業を実施計画しましたが、まだ新型コロナウイルス感染症対策のため、料理関係などの事業は定員を削減したり、時間短縮したりと調整しました。受講者も慢性疾患を持っておられる方も多く、まだまだコロナ禍前のような参加は難しい状況でした。フレイル予防のためにここに来て人と交流でき、好きなことが出来ることは、自分にとっての生きがいになっていることを改めて感じておられました。障がい別のニーズに合わせて実施した事業では、同じ障がいのある仲間が集まり活動することで一人ではない、分かり合える仲間がいるという安心感や心強さがきっかけとなり、社会参加につながる意欲が受講者の中に出てきました。また、障がいを分けずに実施した書道、生け花、絵手紙、パソコン学習などの事業では、互いの障がいを理解し、お互いへのフォローが自然にでき、やりがいや意欲の向上につながってきています。しかしながら同時に、障がいに合わせた対応が求められる場面も多くあり、引き続き状況にあわせた配慮に努めます。また、視覚障がい者・難聴者・中途失聴者・聴覚障がい者・盲ろう者などを対象とした情報提供事業についても、対象者の多くが65歳以上の高齢者となっており、社会参加の幅が狭まりつつありますが、ニーズを聞き取りながら身近な暮らしについての情報提供・交換に努めています。

② 高齢者福祉事業（中央老人福祉センター）

中央老人福祉センターは、市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、生きがいの創出や向上、健康の保持・増進、世代間交流や社会参加をテーマに各種事業を実施し、高齢者の社会参加と住民交流の促進を図りました。また、併せてマッサージサービス事業の受付業務（平成30年度～）も行いました。

各講座事業の開講期間中は、受講者への会話を心掛け、話しやすい環境づくりや健康状態などの変化にも気を付けるよう努めました。また、閉講時には各講座受講者に対してアンケートを実施し、当該講座の感想や受講者ニーズの把握を行うとともに、それを反映させるための実態把握にも努めています。

令和5年度中央老人福祉センター講座の事業実績については、総事業数が17講座から14講座に、実施回数が107回から101回に減少しているものの登録人数で14人、

延参加人数で281人の増加となりました。増加の要因としては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症になったことで活動の制限が緩和されたことが大きいと考えます。また、令和4年度から新たに取り組んだ「スポーツボイス講座～みんなと一緒に声帯トレーニング～」(以下、「スポーツボイス講座」という。)が好調であったこともその要因の一つと考えます。ただ、新規受講者が18人の減少となっており、次年度は広報手段(亀岡市広報や福祉センターホームページ等)の工夫に努めたいと考えています。

出席率については、開講した13講座〔スポーツボイス講座(延長戦)を除く〕の平均が約87%となりました。これは昨年度(88%)と比べてほぼ横ばいの状況で、引き続き高い出席率となりました。今後も急用や体調不良以外で、講座内容に関することを理由に欠席や中途キャンセルされることが少なくなるよう努めたいと考えます。

生きがいくりに関する講座では、昨年度開講できなかった「今日からはじめるスマホ活用術講座」シリーズについて、内容を見直し、計画(前期4講座・後期2講座)しましたが最終的に応募が少なく、前期1講座のみの開講となりました。代替策として「男の健康料理講座」「わくわく絵てがみ・切り絵講座」の回数追加や来年度に向けてのプレ講座等を実施しました。

スマホに関する講座については、パソコンに関する講座と同様に、問い合わせはあるものの開講できるまでの応募には至らない現状にあることから、当センターでの役割は一旦終了することとし、来年度からは新たに「シニアの知って得するシリーズ」と銘打って、高齢者の生活に役立つ内容の講座を実施したいと考えています。その第一弾として令和6年4月1日から義務化される相続登記を中心とした「相続」をテーマに事業の実施を進めたいと考えています。

健康づくりに関する講座では、昨年度から試行的に取り組みを始めた「スポーツボイス講座」を本格的に実施しました。

『食事や会話、容姿といった人と人とのつながりや言語、非言語的コミュニケーションに欠かすことができない重要な役割を担っている口腔。その口腔機能の低下により、食事や会話に支障をきたすと身近な人や社会とのつながりに影響が出てくることとなります。そこで、「声が出にくくなった」「声の震えを何とかしたい」などの改善を考えている人を対象に口腔機能改善として、体を動かしながらトレーニングできる』当該講座を実施しました。昨年度同様に無料の体験会を行った後に募集するという方法をとりましたが、昨年度の

好評を維持しており、引き続き応募の人も含めて多くの人に応募いただきました。終了後も問い合わせが多く、来年度も実施を計画していますが、無料の体験会については初めての人を優先する等の工夫をし、できるだけ多くの人に参加していただけるよう工夫をしたいと考えています。

昨年度、講師の都合で止むを得ず終了した「男のスローな筋トレ講座」に代わる男性対象の講座として、新たに「男のヨガ講座～体幹を鍛えて免疫力アップ～」を実施しましたが、前身の講座の受講者以外の参加も多く、雰囲気も一新されました。働く女性の家で女性対象の「ヨガ講座」を実施しているため、当面の間は男性対象の講座として実施したいと考えています。

また、新たに実施した「今日からはじめる健康体操講座」については、講師の都合で同一講師での実施が困難となったため、名称と講師を一新し実施したいと考えています。

身体を動かすことは高齢者の健康維持や介護予防等に重要であると考えますので次年度以降も健康づくりに関する講座の実施に向けて充実を図りたいと考えています。

令和5年度も引き続き講座の申し込みをされた受講者に、受講漏れ防止の対策として、開催の日程を記載したハガキを送付し、受講日の周知に努めました。また、健康づくりの講座で働く女性の家と同一講師に指導いただくことになったため、講師と相談のうえ、来年度から健康づくりの講座の実施時間を90分から60分に合わせることにしました。

登録グループについては、中央老人福祉センター事業区分のグループ数は、28グループ（前年比3グループ減）でした。

新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、会員や講師の高齢化により活動維持が困難になったためグループ数が減少したのではないかと考えます。グループ活動についての相談も増えてきており、登録グループ活動への指導や助言も重要な業務と考えます。

今後も登録グループへの指導・助言とともに自主的な活動が広がっていくような講座の運営、仲間づくり、居場所づくりの支援をしていくことが大切であると考えます。

令和5年度の中央老人福祉センター事業に関しては、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の初年度となりました。事業対象者は市内在住の60歳以上の市民で、新型コロナウイルス感染症の重症化を受けやすいと言われていています。決して新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではなく、軽症化してきているとはいえ、その変異株によっては今後も引き続き事業運営に影響があることも考えられます。その対処ならびに対象となる高齢者の受講される年齢層が高くなってきていることへの配慮や、介護予防事業にも注力し、新たな利用者の開拓に向け、魅力ある事業を実施していきたいと考えています。

③ 勤労女性福祉事業（働く女性の家）

働く女性の家では、男女雇用機会均等法の趣旨に則り、働く女性及び勤労者家庭の主婦の日常生活に必要な援助や、その福祉の増進に寄与するため、男女が共にワークライフバランスを考え多様な生き方が選択・実現出来るよう、就労支援事業、両立支援事業、男女共同参画事業、相談事業、自主事業を5つの柱として、女性の再就職に向けての講座や子育て中の方を対象にした講座も開催するなど、様々なニーズに対応していくことを考え実施しました。講座受講者に対しては、アンケート調査を行い利用者ニーズの把握とその反映に努めています。

令和5年度の講座募集は、亀岡市の広報紙のほか、亀岡市のLINEを利用し、参加を呼び掛けたところ、申し込みが増える、今まで参加されなかった方が多く参加された効果がありました。今後もLINEを活用し、広く市民の方に呼び掛けたいと思います。

事業の実施状況は、新型コロナウイルス感染症予防対策が解除されコロナ前に近い形で講座等を実施しました。しかし、気になる方はマスクの着用を任意とし、健康づくり関係の講座は消毒液を設置しました。全講座で3,827人の参加がありましたが、昨年度に比べ約1,000人の減になりました。昨年度まで実施の「ひなまつりコンサート」が令和5年度は行われなかったことや、講座の見直しで回数が減ったこと等が原因と考えます。

主催事業における託児業務に関しては、生後6ヶ月から未就学児童までを対象に今年度延べ33人（前年度44人）に託児サポートを行い、その親が講座に参加し易いように支援しました。また、働く女性の家事業以外の利用が延べ11人ありました。

就労支援事業として、資格取得のための「MOS検定Word受験準備講座①基礎・②応用・③受験」を実施しました。就労の選択肢を広げるためや仕事での効率化を図る目的で実施し、目的に沿った募集を行ったので今までに比べ働く女性の家の対象者が多く参加され、年代も20代～60代で他の講座より平均年齢が若くなりました。出席率は①基礎90%、②応用83%、③受験90%と高く、意欲的に受講されていました。

仕事と家庭の両立支援事業として、「ママのおしゃべりサロン」では、子育て中の親の仲間づくりを目的として、保育士が簡単な集団遊びや作品づくりを提案し、参加者同士のコミュニケーションを支援しています。令和5年度は5組の親子が延べ30名参加されました。

働き続けるためのココロとカラダづくりを目的に「姿勢改善ピラティス講座」を実施し

ましたが、令和5年度は月2回で20回開催しました。健康に関する事業は関心が高く定員を超えての応募がありました。

セミナー事業では、「みんなで考えてみよう！多様な視点で考える今の避難所」と「働く女性が知っておきたい社会保険の基礎知識」を令和6年3月に実施しました。様々な課題や解決方法を学ぶことが出来たとともに今までなんとなく知っていたことがよく理解できたと思います。今後も旬な話題を盛り込み、的を絞った講座の企画を行います。

男女共同参画事業では、市人権啓発課男女共同参画推進係と共催で、大学教授によるエンパワーメントセミナー「こどもまんなか社会の実現に向けて」を6月に開催しました。参加者は16名でした。市との共催の有無も含めてセミナーの内容や開催時期等の検討をしていきたいと考えます。

女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）には、1階ガラスケースに啓発用ポスター等の掲示や飾り付けを行い「DV啓発パープルリボン活動」を実施しました。

相談事業の「女子会カフェ」では、コンシャスネス・レイジング（CR）の手法を取り入れ、女性が「語り合う」ことで自分の思いに気付き、自分らしさを取り戻しながら、意識の変革や覚醒を図ることを目的に開催しています。特に、ジェンダー規範から生じる、不安やストレス・劣等感などは、個人の問題ではなく社会関係の中で生まれる問題と気づき、心の負担が軽減するよう、ファシリテーターが話し合いの支援を行いました。主訴・テーマは、就労・人間関係・介護・心身の健康・生き方など多様です。ジェンダー規範から生じるさまざまな感覚や行為に気づききっかけづくりのための情報提供やまた、介護保険制度や年金の仕組み、少子化や高齢社会の統計資料など客観的に社会を知る情報提供も行いました。令和5年度は、昨年度に比べ参加者が大きく減少しました。もともとの周知が低いのか、コロナ禍で生じた不安等が解消されたことで減少したのか、また、より直接の相談窓口に行くことを選ばれるのか、減少の理由はわかりません。亀岡市広報やホームページ掲載のほか、LINE、亀岡市役所に直接チラシの配架を依頼しましたが、思ったほどの増加がありませんでした。しかしながら一定ルールの中で、自分と異なる考え方や意見を聞く機会が持て、新しい情報を得る場になっており、参加者自身のエンパワーを支援できると考えていますので、今後もこの事業を進めていきたいと考えます。

自主事業は法人の自主事業として、なつかしの歌声広場（土曜クラス・金曜クラス）・やさしいヨガ講座・身体のメンテナンス体操講座・保存食講座（減塩梅干し、白みそ、減塩みそ）・ハートサロンを実施しました。

講座開催の企画にあたっては、それぞれの人の「自分のこととして」の視点を中心においた多面的・多角的な思考で行っています。

令和5年度は、今までの課題であったことに対し、少しずつ取り組み、資格取得の講座を行い、働く女性の家の本来の目的やその対象者の講座を実施しました。実施している講座の受講者の大半が高齢者で、目的や対象者からずれてきています。しかし、長年行ってきた経緯から早急な対応は新たな問題も生じますので、今後も少しずつ課題に取り組んでいきます。

④ 勤労青少年福祉事業（勤労青少年ホーム）

勤労青少年ホームでは、35歳までの若者を対象に相談事業を行いました。キャリアカウンセラー・臨床心理士・精神保健福祉士による専門相談「カウンセリング@ホーム」を開設し、青少年の生活相談・職業相談・その他の悩みの相談など、様々な問題解決に向けてカウンセラーと一緒に考えるなど若者が課題を乗り越えていくための支援を目的に実施しました。

○カウンセリング開設日：全24回 月2回 第1・第3木曜日 午後7時～9時

1回の相談日に2枠を設けている（年間48枠）

○相談員：2名 第1と第3木曜日の各日で担当を固定

○相談者数：6名（内、継続者3名と、新規3名）

○相談申し込み件数：33件（内、キャンセル5件）

○相談実施回数：28件（男性：19件 女性：1件 母親：8件）

令和5年度の相談実施状況について、現状としては継続利用者がほぼ毎月定期的に相談に来られています。相談内容としては、家族関係の悩みや自身の性格、対人関係、仕事への取り組み方等となっています。

月2回で各々担当相談員が固定となっているため、同一相談員に継続して相談を希望される相談者にとっては、実質月1回ということになります。新規相談者が多くなるということは自身の継続的な相談に少なからず影響が出てくることとなりますが、今年度の実施状況をみると継続相談者にとっては安定して定期的な相談が受けられたため、メンタル面等への影響は少なかったのではないかと考えます。

令和5年度は前年度に比べ新規並びに継続の申し込みが減少しました。これには一長一

短あるため、今後も広報には注力していきたいと考えています。

継続的な課題として、保護者は相談に来られるが、本人が相談に同席しないというケースがあります。これについては、引き続き保護者を介して、本人が相談に来られるよう粘り強く取り組みたいと考えます。

現在、継続相談者で2枠が埋まった場合に新規相談者の申し込みがある場合は、継続相談者の時間を短縮し、新規相談者を受け入れるようにしていますが限界があると考えます。長期の継続相談者については、別の相談機関に引き継ぐ等の対策を行い、新規相談者が申し込みやすい受付方法にする等の工夫も必要と考えます。

継続相談者にとっても新規相談者にとっても利用しやすい相談の場となるよう、引き続き慎重に検討を続けていくことが大切と考えます。

⑤ その他

本年度は、新型コロナウイルスの感染対策が解除されましたので、通常の亀岡市福祉事業団交流事業を実施しました。

事業団主催の各種事業を中心に登録グループにも参加を呼びかけ「亀岡市総合福祉センター活動展」を実施しました。コロナ禍以前に近い内容の舞台発表や作品展示、体験コーナーを行いました。模擬店に関してはまだ不安が残るため行わず、その代わりとしてキッチンカーを呼ぶとともに購入したパンの委託販売や業者によるデザートの販売を行い、1日楽しめるように工夫しました。登録グループは25グループの有志が参加されました。結果、昨年度の800人を上回る1,100人の参加(2日間)がありました。

また、ホームページのメンテナンス時にリニューアルを行い、より見やすく利用しやすい情報手段となるよう努めました。

その他 ガラスケース展示(季節)
登録グループ活動支援(利用料減免、広報支援、相談)
各種相談対応

(3) 施設管理及び施設貸与事業(公益事業2)

① 施設管理事業

総合福祉センターの指定管理者として安心して施設を利用していただくため、亀岡市と

の指定管理協定書に基づき、適切な施設の管理を行いました。法令で定められている点検実施の他、各部屋・トイレ等の全館施設については、利用者の使用前に日々職員が点検を行うとともに、簡易な修繕や排水施設清掃、樹木の剪定等を行い、施設管理の維持に努めました。

また、昨年度大幅な増加となった電気利用料金については、令和5年9月下旬に亀岡市により全館照明が改修され、施設照明がLED化したことで前年度比約7.1%の減少となりました。しかし、昨今の物価高による値上げの影響により、燃料費や委託料が影響を受けており、今後も運営に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

本年度は、消防設備点検後の不具合箇所の修繕、3階男性・女性用和式トイレのフラッシュバルブ取替等を行い、種々適正な施設維持管理に努めましたが、建築後41年が経過し、高額な修繕が増えてくることから、今後も計画的に施設のメンテナンスや大規模修繕の必要があるため、亀岡市の担当課と共通認識を持ちながら協議を進めたいと考えます。

② 施設貸与（公益）事業

平成24年度からスタートした登録グループ制度に基づき、令和5年度は51の登録グループが活発に活動されました。なお、登録グループの活動については、令和5年度の総合福祉センター利用件数の約27%を占め、利用料金は3割減免とはなっていますが、全体の約66%を占めています。

登録グループの登録要件の1つである「事業団交流事業への積極的参加」の内容については、グループの選択肢を増やすことと自主性を尊重する意味を含め、グループの館外での市民との交流活動の推奨や体験会の開催、館内のガラスケースでの活動展示の開催等に拡げました。

(4) 施設貸与（非公益）事業（収益事業）

公益目的事業以外の施設の貸与も行っており、営利目的等条例規定を除く研修会や会議などの利用がありました。飲料水の自動販売機の設置やコピーサービスについては、施設利用者の利便を図るため、引き続き実施をしました。

また、働く女性の家が自主事業として、なつかしの歌声広場・やさしいヨガ講座・保存食講座・ハートサロン等の収益事業を実施しました。いずれも利用者のニーズの高い講座で、女性が力を高められるよう人と情報の出会いの場を提供しました。